

J A S 法における同等性要件について

1 J A S 法における同等性確認の必要性

J A S 法第 15 条の 7 においては、J A S 規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有する国から輸入された有機食品については、登録認定機関から認定を受けた輸入業者が有機 J A S マークを付して国内で流通させることができることとされている。(有機食品のみが対象：相手国制度と規格の双方の同等性が必要 (別添の 2 (2))

また J A S 法第 19 条の 6 の 2 においては、J A S 規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有する国に事業所を有している者は、登録外国格付(認定) 機関の登録を申請することができる旨を定めている。(全 J A S 品目が対象：相手国制度の同等性が必要 (登録外国格付機関及び登録外国認定機関に認定された外国生産行程管理者等は我が国の J A S 規格により行う。) (別添の 2 (1))

このため、当該制度を有する国 (以下「同等性を有する国」という) を指定することが必要となっており、2 に定める基準に基づいて、現在、関心国と協議を行っている。

2 同等性を有する国の審査基準

同等性の審査基準は、() 格付機関による適切な格付制度の存在と、() 当該格付に係る表示の信頼性を確保する制度の存在の 2 つからなる。ただし、第 15 条の 7 の同等性の審査基準にあつては、これらに加えて相手国における生産の基準が有機 J A S 規格と同等の水準にあることも確認する。

なお、J A S 法第 19 条の 6 の 2 で規定する同等性の要件については、平成 13 年 11 月に、従来の「政府機関若しくはそれに準ずる機関」が格付機関や認定機関の信任を行うこととする要件を、「政府機関、それに準ずる機関若しくは中立公正な機関」がこれらの信任を行うこととする要件に改正した。

3 J A S 制度の同等性 (逆同等性審査)

外国において、当該国産以外の農林物資の格付に当該国の格付制度との同等性を前提としている場合、我が国から当該国政府に、J A S 制度について当該国の格付制度との同等性審査を申し入れている。これまでに、有機農産物について、E U、米国、スイスに申し入れを行っている。現在、米国から同等性審査に必要な資料の提出要請があったことを受けて (2002 年 8 月) これに従って資料を作成している。

〔ＪＡＳ制度に基づく外国産農林物資の格付方法〕

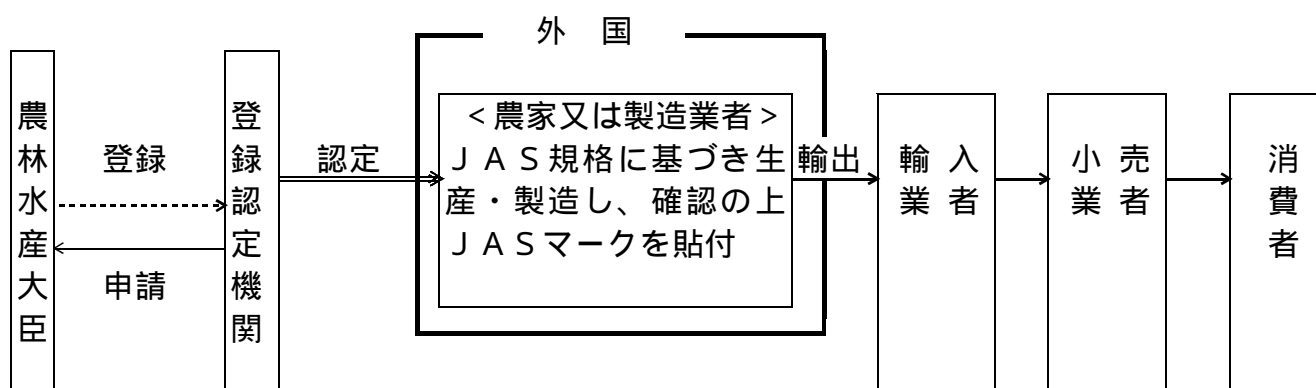
１．同等性の有無に関わらず、全ての国において可能な格付

・我が国登録認定機関を通じた格付

農林水産大臣が我が国の認定機関を「登録認定機関」として登録

我が国の登録認定機関が外国の農家等を認定

認定を受けた外国の農家等がＪＡＳマークを貼付



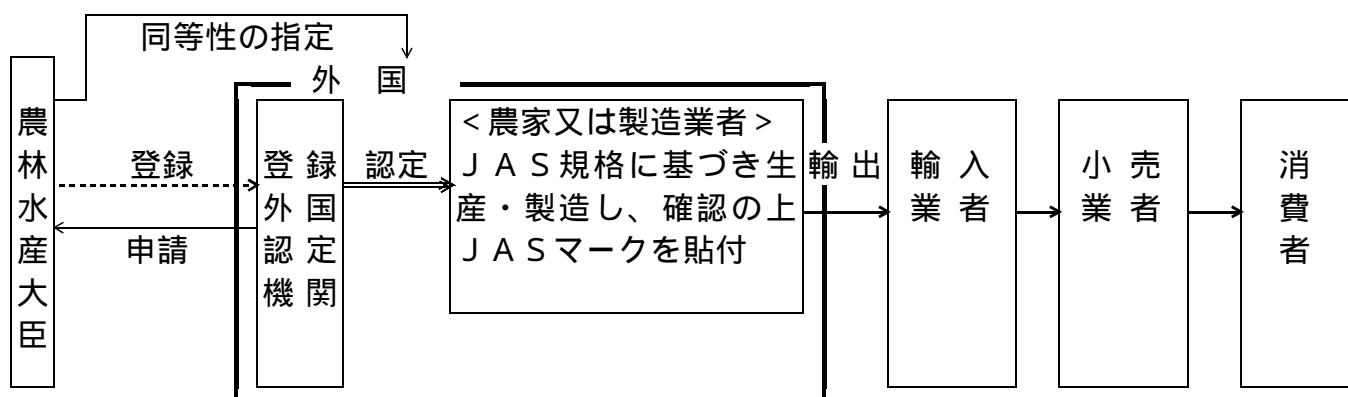
２．同等性が認められた国においてのみ可能な格付

(１) 登録外国認定機関を通じた格付

農林水産大臣が外国の認定機関を「登録外国認定機関」として登録

登録外国認定機関が外国の農家等を認定

認定を受けた外国の農家等がＪＡＳマークを貼付

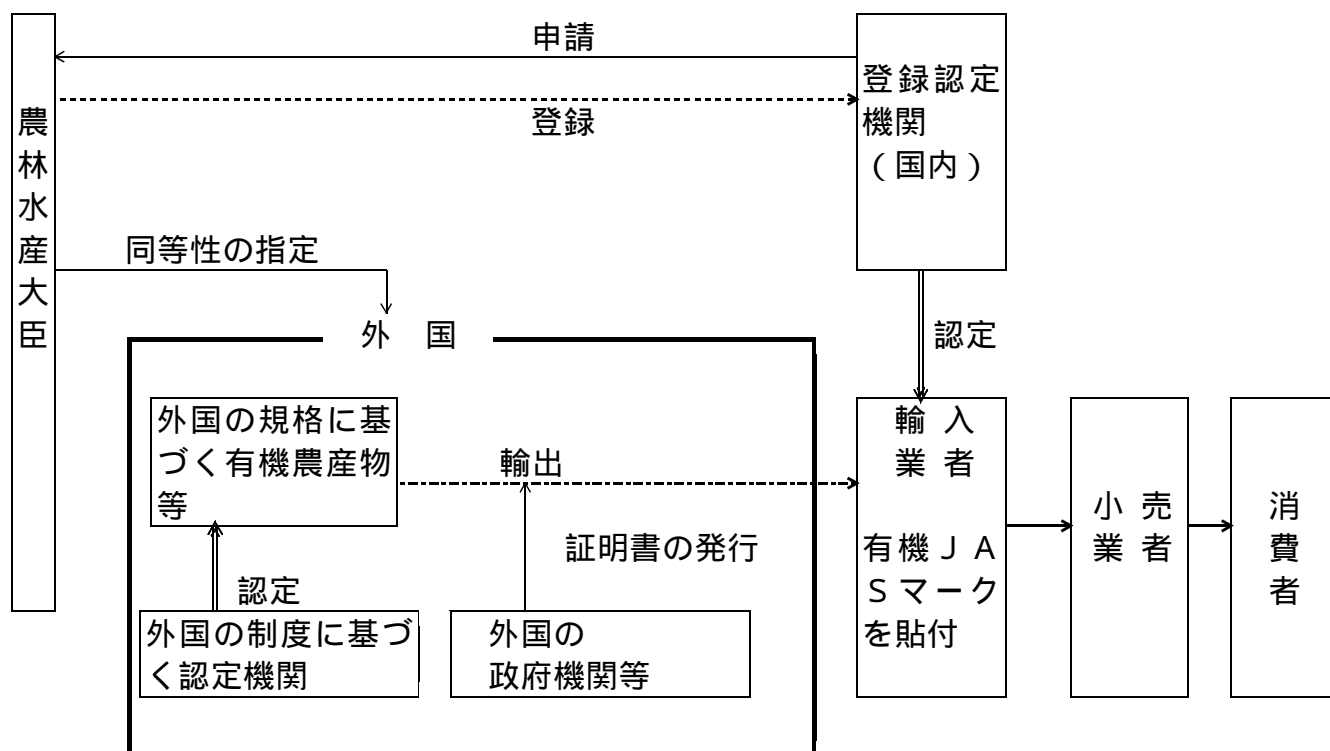


ＪＡＳとの同等性は、外国の格付の仕組み（運営システム）についてのみ必要で、個別の規格までは不要（外国の農家等は、ＪＡＳ規格に従って生産）。

(2) 認定輸入業者による表示（有機農産物等のみに適用される方式）

外国の制度に基づく認定機関が、その国の制度に基づき、有機農産物等を認定
外国の政府機関等が、外国の制度に基づいて有機農産物等が格付された旨の証明書を発行

我が国の登録認定機関の認定を受けた輸入業者が輸入時にＪＡＳマークを貼付



ＪＡＳとの同等性は、外国の格付の仕組み及び規格の双方が必要（外国の規格（ただし、ＪＡＳ規格と同等の規格）で生産された有機農産物等が我が国に輸出される）。

有機農産物等については、国際基準であるコーデックス・ガイドラインで規格が定められ、各国で採用されており、規格がほぼ標準化されていることから、外国の規格に基づく有機農産物等についても輸入しうる制度も採用。

表示に問題が発覚した場合の輸入業者の認定取り消し、輸入業者に対する定期的な報告徴収等、農林水産省が直接管理監督を行う必要があること等から、ＪＡＳマークの貼付をＪＡＳの認定を受けた輸入業者に限定。